

公益社団法人堺観光コンベンション協会広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という）が管理する資産を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この規程に基づき判断を行うものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体とは、以下に規定する本協会資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 本協会の広報印刷物
- (2) 本協会のWEB ページ
- (3) その他、広告媒体として活用できる資産で本協会が個別に定めるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 本協会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第4条 本規程により本協会が広告を審査する場合には、本規程の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この規程に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途要綱を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第6条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) ギャンブルにかかるもの(宝くじや公営の競輪・競馬・競艇、スポーツくじを除く)
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと本協会が認めるもの

(掲載基準)

第7条 次のいずれかに該当するものは広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 政治活動、意見広告に関わるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会的に不適切なもの
- (8) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）による広告
- (11) その他広告掲載を行う広告として不適当であると本協会が判断したもの

(審査機関)

第8条 掲載する広告の可否を審査するため、審査会を設ける。審査会の委員長は業務執行理事である本協会専務理事をもって充てる。委員は、本協会事務局長及び各グループ長をもって充てる。

(会議)

第9条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

本規程は、平成29年10月1日から施行する。